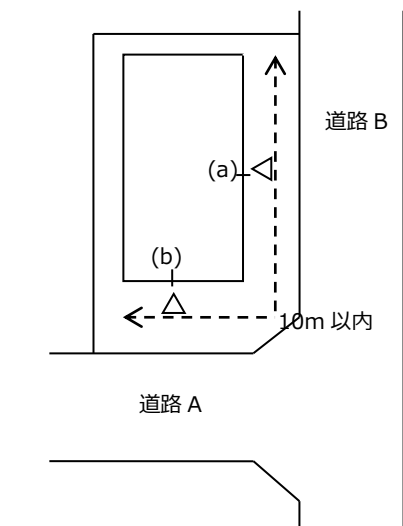


単体規定 1-14	非常用の進入口
2以上の道路に面する小規模建築物の代替進入口	
関連条項：法第35条、令第126条の6	

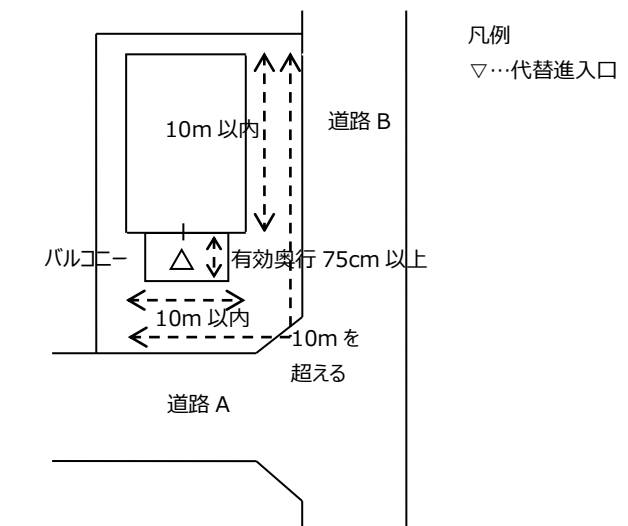
【内容】

- ・ 狭小敷地にある戸建て住宅に限り、代替進入口を設けるにあたっては次のように取り扱う。
 - (1) 道路に面する外壁面の長さの合計が10m以内の場合は、図1のように(a)又は(b)どちらか一方に代替進入口があれば良いとする。
 - (2) 道路に面する外壁面の長さの合計が10mを超える場合は、それぞれの外壁面の長さが10m以内であり、図2のように道路Aに面する外壁に代替進入口とバルコニー（奥行が有効75cm以上のもの）を設置し、道路Bからも直接視認できれば、2方向の道路に設置されているものとみなす。道路Bに面する位置を代替進入口とする場合も同様とする。



・(a)、(b)どちらか一方に代替進入口があること

図1



・代替進入口とバルコニーが道路Bからも直接視認できること

図2